

正しい申告・確かな納税

◎税の申告と納税を忘れないようにしましょう

税金を納めるということは、社会の会費を納めることと同じであり、国民の義務です。

決められた期限までに納税しなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課せられる場合があります。

延滞金

税金を納期限まで納めないときに徴収されます。

- 納期限の翌日から1か月を経過するまで
延滞金特例基準割合（※1）に年1%を加算した割合
- それ以後、納税の日まで
延滞金特例基準割合（※1）に年7.3%を加算した割合
（※1）延滞金特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

◇但し、納期限が平成25年12月31日以前の場合
[平成25年12月31日までの期間に対応するもの]

- 納期限の翌日から1か月を経過する日まで
税額に特例基準割合（※2）を乗じた額
- それ以後、平成25年12月31日まで
税額に年14.6%の割合を乗じた額
（※2）特例基準割合：各年の前年の11月30日を経過するときの商業手形の基準割引率に4%の割合を加算した割合

加算金

税を申告しなかったり、事実より少なく申告したり、税を免れようとした場合に徴収されます。

- 過少申告加算金（申告が実際より少ない場合）
増差税額×10%
ただし、期限内申告税額又は50万円を超える部分は15%
- 不申告加算金（期限内に申告しなかった場合）（※3）
増差税額×15%+50万円超300万円以下の税額部分×20%+300万円超の部分×30%
ただし、期限後申告等が更生等を予告してされたものでないときは5%
- 重加算金（故意に税を逃れようとした場合等）（※3）（※4）
 - 期限内に申告している場合：増差税額×35%
 - 期限後に申告したり、申告自体しなかった場合：増差税額×40%

（※3）過去5年以内に不申告加算金（更正・決定予告によるものに限る。）又は重加算金を課されたことがあるときは10%加算され、加えて、前年度及び前々年度分の当該地方税について、不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるとき又は賦課決定をすべきと認めるときも10%加算

（※4）仮装・隠蔽したところに基づく申告書等の提出に加え、更正請求書を提出した場合も含む